

## 編集委員会運営規則

(名称)

第1条 本委員会は編集委員会(英文名称 Editorial Committee)と称する。

(目的)

第2条 表面分析にかかわる実用的な研究成果、標準化、表面分析技術の高度化を目指す解説、表面分析研究会の各種活動状況、等を会誌等のメディアを通じて会員に提供する。また、世界に向け情報を発信するとともに、世界からの情報を受信し、会員に提供する。さらに、表面分析に関わる国際会議等における論文発表の場として協力する。

(活動)

第3条 編集委員会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. Journal of Surface Analysis (以下、JSA と略す)の編集、出版
2. JSA への投稿論文の受付、査読者の決定、査読者・投稿者との対応、掲載可否の決定
3. JSA 出版に関わる各種規定の準備(投稿規程の制定・変更、著作権の管理)
4. JSA 掲載に適すると判断される解説、講義記事等の執筆依頼
5. JSA 掲載に適すると判断される一般論文等の寄稿のお願い
6. JSA 掲載記事の別刷りの申し込み受付、印刷、発送
7. 研究会及び JSA の国際化の観点から、JSA 英文化の検討
8. その他、第2条の目的に沿った活動

(委員会の構成)

第4条 次の者を持って構成する

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) 委員長(Editor-in-Chief)     | 1名  |
| (2) 副委員長(Executive Editor)   | 1名  |
| (3) 編集理事(Secretarial Editor) | 1名  |
| (4) 編集委員(Editor)             | 若干名 |

(委員等の職務)

第5条 委員会の職務は次の通りとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(3) 編集理事は、印刷費用、別刷り費用の請求管理等、編集委員会に関わる収支を管理する。

(4) 委員は、委員会の活動を企画し、審議し、または推進する。

(委員等の選任・任期)

第6条

(1) 委員長は、運営諮問委員幹事会の推薦を受けて会長が選任する。その任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(2) 委員会構成員は、委員からの推薦を受けて委員長が選任する。任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(3) 任期中に委員が事情により職務を遂行できない場合、委員長は幹事会の、委員は委員会の承認を得て交代できるものとする。なお、その際の任期は前任者の在任期間とする。

(編集委員会の所在)

第7条 JSA 編集委員会所在は下記表面分析研究会事務所とする。

東京都港区高輪 3-6-7

一般社団法人表面分析研究会

Tel : 03-3473-6878, Fax : 03-3473-6862

e-mail: jsa@sasj.jp

(運営規則の変更)

第8条 本規則の変更は、編集委員会の承認を得て、編集委員長が行う。

付則 本運営規定は平成10年1月28日より施行する。

平成19年3月 一部改正

平成22年5月 一部改正